

# 公 告 書

公告 第 328 号  
令和 3 年 4 月 23 日

## 規約の一部変更について

令和 3 年 4 月 21 日から当健康保険組合の規約を以下のとおり変更する。

1. 第 9 条中「各」を削る。
2. 第 5 2 条中「機関誌」を「ホームページ」に改める。
3. 第 5 5 条中「被保険者の標準報酬月額」を「当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額」に改め、「相当する額から」の次に「当該」を加え、「傷病手当金の額」の「の」を削り、「支給する。」の次に「ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の 1 0 0 分の 8 5 に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

( 1 ) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

( 2 ) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額」を加え、2 項法第 1 0 8 条の前に「法第 1 0 3 条第 1 項又は」を加え、「から」を「、第 3 項及び第」に改め、( 1 ) を次のよう改め、「( 1 ) 法第 1 0 3 条第 1 項又は法第 1 0 8 条第 1 項及び第 3 項のいずれかに該当する場合

支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額」、(2)を次のよう改め、「(2)法第108条第4項に該当する場合

傷病手当付加金の全額。ただし、第1号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。」、(3)を削り、(4)を削る。

4. 第56条中「法99条第2項」を「法99条第4項」に改め、「被保険者の標準報酬日額」を「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前月平均額の三十分の一に相当する額」に改め、2項「報酬の全部若しくは一部又は厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、その報酬又は法108条第2項の規定により算定された障害厚生年金の額（同時に報酬と障害厚生年金の支給を受けることができるときは、その報酬の額と法第108条第2項の規定により算定された当該障害厚生年金のいずれか大きい額）」を「次の各号に掲げるもののうちいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のいずれか多い額」に改め、(1)を加え、(2)を加え、(3)を加え、(4)を加え、4項「法第108条第4項の規定に該当する者が、法第108条第4項の老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、法108条第4項の規定により算定された老齢退職年金給付の額の限度において」を「同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して3ヶ月を経過したときは、」に改め、5項を削る。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年4月21日から施行する。

(経過措置)

施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当付加金及び延長傷病手当付加金の支給については、なお従前の例による。

サンデン健康保険組合

理事長 橋本 善夫



## 新旧条文対照表

新条文	旧条文
<p>第 1 条から第 8 条 (略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p>第 9 条 互選議員の選挙は、選挙区ごとに行う。 2 以下 (略)</p> <p>第 10 条から第 51 条 (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 52 条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又は組合ホームページに掲載する。</p> <p>第 53 条及び第 54 条 (略)</p> <p>(傷病手当付加金)</p> <p>第 55 条 被保険者が、法第 99 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当付加金として 1 日につき、<u>当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 85 に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。</u> <u>ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の 100 分の 85 に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額</u></p> <p>(2) <u>傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額</u></p> <p>2 <u>法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。なお、この場合における支給額は、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項</u></p>	<p>第 1 条から第 8 条 (略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p>第 9 条 互選議員の選挙は、<u>各</u>選挙区ごとに行う。 2 以下 (略)</p> <p>第 10 条から第 51 条 (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 52 条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又は組合<u>機関誌</u>に掲載する。</p> <p>第 53 条及び第 54 条 (略)</p> <p>(傷病手当付加金)</p> <p>第 55 条 被保険者が、法第 99 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当付加金として 1 日につき被保険者の<u>標準報酬日額の 100 分の 85 に相当する額から傷病手当金の額</u>を控除した額を支給する。</p> <p>2 法第 108 条第 1 項から 4 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。なお、この場合における支給額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>報酬の全部又は一部を受けるときは、</u></p>

及び第3項のいずれかに該当する場合  
支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び  
本条第1項の規定により算定される傷病手当付加  
金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか  
多い額を控除して得た額。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出  
産手当金の額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

(2) 法第108条第4項に該当する場合

傷病手当付加金の全額。ただし、第1号ア又はイに  
該当する場合は、同号の規定により算定される額とす  
る。

(3) 削る

(4) 削る

(延長傷病手当付加金)

第56条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当付加金として1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前平均額の三十分の一に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。

2 延長傷病手当付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金又は傷病手当付加金  
法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の

報酬を受けなければ支給を受けることができた傷病手当  
金と傷病手当付加金の合計額から受けることができる報  
酬の額を控除して得た額

(2) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金の支給を受けなければ受けることができた傷病手当金と傷病手当付加金の合計額から法第108条第2項の規定により算定された当該障害厚生年金の額を控除して得た額（当該受給者が同時に第1号に該当する場合であって当該控除して得た額が第1号の額を超えるときは、第1号の額）

(3) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当付加金の全額

(4) 法第108条第4項の規定に該当する者が、法第108条第4項の老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、当該老齢退職年金給付の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当付加金の合計額から法108条第4項の規定により算定された老齢退職年金給付の額を控除して得た額

(延長傷病手当付加金)

第56条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法99条第2項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当付加金として1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の60に相当する額を支給する。

2 延長傷病手当付加金は、被保険者が報酬の全部若しくは一部又は厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、その報酬又は法108条第2項の規定により算定された障害厚生年金の額（同時に報酬と障害厚生年金の支給を受けることができるときは、その報酬の額と法第108条第2項の規定により算定された当該障害厚生年金のいずれか大きい

<p><u>額及び規約第55条第1項の規定により算定される傷病手当付加金の合計額</u></p> <p><u>(2) 出産手当金</u></p> <p><u>法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額</u></p> <p><u>(3) 報酬の全部又は一部</u></p> <p><u>当該報酬の額</u></p> <p><u>(4) 法第108条第3項に規定する障害厚生年金</u></p> <p><u>当該障害厚生年金の額</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>延長傷病手当付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して3ヶ月を経過したときは、支給しない。</u></p> <p>5 削る</p> <p>第57条以下 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、令和3年4月21日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当付加金及び延長傷病手当付加金の支給については、なお従前の例による。</p>	<p><u>額) の限度において支給しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>延長傷病手当付加金は、法第108条第4項の規定に該当する者が、法第108条第4項の老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、法108条第4項の規定により算定された老齢退職年金給付の額の限度において支給しない。</u></p> <p>5 <u>延長傷病手当付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、延長傷病手当付加金の支給をはじめた日から起算して3ヶ月を経過したときは、支給しない。</u></p> <p>第57条以下 (略)</p>
---	---